

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 84 号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表1備考以外の部分中「つど」を「都度」に改め、同表2中

「

工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1	日	115	を
興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し				115	

」

「

工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1	日	115	に,		
興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し	京都市梅小路公園ステージ	1	面	1		時間	1,500
	その他の場所	1平方メートル	1	日		115	

」

「つど」を「都度」に改め、同表3備考以外の部分中

「

宝が池公園子どもの楽園有料駐車場	1	回	1	日	500	を
------------------	---	---	---	---	-----	---

」

削り、同表3備考2中「宝が池公園子どもの楽園有料駐車場及び」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)